十六条」と、「大学設置基準第三十七条の二」とあるのは「専門職大学設置基準第四十七条」と読み替えるものとする。

第十一条　専門職大学設置基準第七十九条の規定に基づき、新たに専門職大学を設置する場合の教育研究実施組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備については、平成十五年文部科学省告示第四十四号（大学設置基準第六十二条の規定に基づき、新たに大学等を設置し、又は薬学を履修する課程の修業年限を変更する場合の教育研究実施組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備について定める件）の規定を準用する。この場合において、「大学」とあるのは「専門職大学」と、「大学等」とあるのは「専門職大学等」と読み替えるものとする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（短期大学設置基準第五十二条の規定に基づき、新たに短期大学等を設置する場合の教育研究実施組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備について定める件の一部改正）

第四条　短期大学設置基準第五十二条の規定に基づき、新たに短期大学等を設置する場合の教育研究実施組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備について定める件（平成十五年文部科学省告示第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）第五十三条の規定に基づき、新たに短期大学等を設置する場合の教育研究実施組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備について次のように定める。 1～3　［略］	短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）第五十二条の規定に基づき、新たに短期大学等を設置する場合の教育研究実施組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備について次のように定める。 1～3　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。 （専門職短期大学に関し必要な事項を定める件の一部改正）	

第五条　専門職短期大学に関し必要な事項を定める件（平成二十九年文部科学省告示第百十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）第八条第一項第一号、同条第三項、第十五条第二項、同条第四項、第二十二条第一項、第二十三条第四項、第二十六条第一項第三号、第二十九条第一項、第五十九条第一項、第六十条第二項、第七十五条及び第七十六条の規定に基づき、専門職短期大学に関し必要な事項を次のように定める。	専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）第八条第一項第一号、同条第三項、第十五条第二項、同条第四項、第二十二条第一項、第二十三条第四項、第二十六条第一項第三号、第二十九条第一項、第五十九条第一項、第六十条第二項、第七十五条及び第七十六条の規定に基づき、専門職短期大学に関し必要な事項を次のように定める。
第十条　専門職短期大学設置基準第七十五条の規定に基づき、専門職短期大学が外国に学科その他の組織を設ける場合については、短期大学が外国に学科その他の組織を設ける場合の基準（平成二十年文部科学省告示第百五号）の規定を準用する。この場合において、「短期大学が」とあるのは「専門職短期大学が」と、「短期大学設置基準第二十二条」とあるのは「専門職短期大学設置基準第三十一条」と、「短期大学の」とあるのは「専門職短期大学の」と、「短期大学全体」とあるのは「専門職短期大学全体」と、「短期大学設置基準第三十条」とあるのは「専門職短期大学設置基準第四十四条」と、「短期大学設置基準第三十一条」とあるのは「専門職短期大学設置基準第四十五条」と読み替えるものとする。	**第十条**　専門職短期大学設置基準第七十四条の規定に基づき、専門職短期大学が外国に学科その他の組織を設ける場合については、短期大学が外国に学科その他の組織を設ける場合の基準（平成二十年文部科学省告示第百五号）の規定を準用する。この場合において、「短期大学が」とあるのは「専門職短期大学が」と、「短期大学設置基準第二十二条」とあるのは「専門職短期大学設置基準第三十一条」と、「短期大学の」とあるのは「専門職短期大学の」と、「短期大学全体」とあるのは「専門職短期大学全体」と、「短期大学設置基準第三十条」とあるのは「専門職短期大学設置基準第四十四条」と、「短期大学設置基準第三十一条」とあるのは「専門職短期大学設置基準第四十五条」と読み替えるものとする。
第十一条　専門職短期大学設置基準第七十六条の規定に基づき、新たに専門職短期大学を設置する場合の教育研究実施組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備については、平成十五年文部科学省告示第五十二号（短期大学設置基準第五十三条の規定に基づき、新たに短期大学等を設置する場合の教育研究実施組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備について定める件）の規定を準用する。この場合において、「短期大学」とあるのは「専門職短期大学」と、「短期大学等」とあるのは「専門職短期大学等」と読み替えるものとする。	**第十一条**　専門職短期大学設置基準第七十五条の規定に基づき、新たに専門職短期大学を設置する場合の教育研究実施組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備については、平成十五年文部科学省告示第五十二号（短期大学設置基準第五十二条の規定に基づき、新たに短期大学等を設置する場合の教育研究実施組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備について定める件）の規定を準用する。この場合において、「短期大学」とあるのは「専門職短期大学」と、「短期大学等」とあるのは「専門職短期大学等」と読み替えるものとする。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この告示は、大学設置基準等の一部を改正する省令（令和七年文部科学省令第三十号）の施行の日（令和八年一月一日）から施行する。